

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成28年3月25日決裁
改正 平成28年7月15日決裁
改正 平成29年6月30日決裁
改正 令和元年7月12日決裁
改正 令和 3年3月25日決裁
改正 令和 4年9月27日決裁
改正 令和 5年3月27日決裁
改正 令和 6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）並びに介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

(総合事業の種類、内容等)

第3条 総合事業として実施する事業（以下「事業」という。）の種類及び内容は、別表第1に掲げる総合事業によるサービスの類型及び種類に応じ、同表に定めるとおりとする。

2 事業の具体的な内容、手順その他の必要な事項は、この要綱及び事業に関する要綱に定めるもののほか、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙に定める地域支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に定めるところによる。

(第1号事業支給費)

第4条 第1号事業支給費の1単位当たりの単価は、別表第1に定めるとおりとする。

(費用額及び利用者負担額)

第5条 総合事業における費用額及び利用者負担額は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）に規定する単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額
- (2) 基準緩和型訪問介護サービス事業 別表第2の1の表に掲げる事業の内容に応じた単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額
- (3) 基準緩和型デイサービス事業 別表第2の2の表に掲げる事業の内容に応じた単位数を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額
- (4) 運動器機能向上事業及び認知症予防事業 別表第2の3の表に掲げる事業の区分に応じ、

同表に定める額

(5) 前各号以外の事業 別に定める額

(第1号事業支給費の上限額)

第6条 総合事業の第1号事業支給費（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、基準緩和型訪問介護サービス及び基準緩和型デイサービスに限る。）は、次項及び第3項の規定による額（以下「支給限度額」という。）を上限として支給するものとする。

2 事業対象者の支給限度額の算定は、法第55条の規定の例によるものとし、法第27条第5項前段（同法第28条第4項前段、第29条第2項前段及び第30条第2項前段において準用する場合を含む。）又は第36条の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に規定する要支援1の判定を受けている被保険者の支給限度額を基準とする。

3 要支援者の支給限度額は、予防給付の給付と一体的に管理するものとする。

(秘密保持)

第7条 事業を実施するもの（以下「事業者」という。）は、事業に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。事業を終了し、中止し、若しくは停止し、又は事業の委託を解除された後も同様とする。

2 事業者は、事業に従事する者又は従事したことがある者が、正当な理由なく、その業務上知り得た事業を利用する者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第8条 事業者は、事業に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の廃止)

2 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成25年5月31日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の1の備考3の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針並びに非常災害に関する具体的計画を策定している指定基準緩和型デイサービス事業者にあつては、改正後の別表第2の2の備考4の規定は、適用しない。

別表第1（第3条、第4条関係）

類型	種類		内容	単価 (1単位当たり)
	サービス	事業		
訪問型サービス	訪問介護	訪問介護相当サービス事業	訪問介護員による身体介護・生活援助を行う。	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める岐阜市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	訪問型サービスA	基準緩和型訪問介護サービス事業	訪問介護相当サービス事業の指定に係る基準を緩和した基準により指定を受けた事業者（以下「指定基準緩和型訪問介護サービス事業者」という。）により、訪問介護相当サービス事業と同程度の生活援助を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	訪問型サービスB	住民主体型訪問サービス事業	地域住民が主体となって要支援者等に対して訪問サービスを提供し、日常生活上の支援を行う。	
	訪問型サービスC	まめかな訪問事業	地域包括支援センターの職員が総合事業を利用する要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）の自宅を訪問し、介護予防に関する相談又は指導を実施する。	
通所型サービス	通所介護	通所介護相当サービス事業	通所介護サービスを提供する施設で必要な日常生活上の支援を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	通所型サービスA	基準緩和型デイサービス事業	通所介護相当サービス事業の指定に係る基準を緩和した基準により指定を受けた事業者	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における通所介護

		(以下「指定基準緩和型デイサービス事業者」という。) により、2時間を基準として通所介護相当サービス事業と同程度の支援を行う。	の割合を乗じて得た額
通所型サービスB	住民主体型デイサービス事業及び認知症カフェ事業	地域住民が主体となって要支援者等に対して集いの場を提供し、日常生活上の支援を行う。	
通所型サービスC	口腔機能向上事業	歯科医師及び歯科衛生士が口腔の健康を保つポイントを指導する。	
	運動器機能向上事業	運動習慣を身に付けることによる日常生活の維持又は改善を目的とした運動器機能の向上に係る運動及び知識の習得の支援を行う。	
	認知症予防事業	生活習慣の見直しによる認知機能の維持又は改善を目的とした生活機能の向上のためのプログラムの実施又は認知症に係る知識の習得の支援を行う。	
その他の生活支援サービス	栄養改善配食サービス事業	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食とともに、一人暮らしの高齢者等の見守りを行う。	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。	10円に単価告示に定める岐阜市の地域区分における居宅介護支援の割合を乗じて得た額とする。

別表第2（第5条関係）

1 基準緩和型訪問介護サービス事業

所要時間 (1回当たり)	単位数 (1回当たり)
20分以上45分未満	188単位
45分以上	231単位

備考

- 1 月当たりの提供回数は、原則として15回を上限とする。
- 2 指定基準緩和型訪問介護サービス事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス等基準」という。）第37条の2に規定する措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 指定基準緩和型訪問介護サービス事業者は、居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する業務継続計画の策定及び必要な措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 指定基準緩和型訪問介護サービス事業者が指定基準緩和型訪問介護サービスの事業を行う事業所（以下「指定基準緩和型訪問介護サービス事業所」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定基準緩和型訪問介護サービス事業所と同一の建物（以下この項において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定基準緩和型訪問介護サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住するものを除く。）又は指定基準緩和型訪問介護サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定基準緩和型訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定基準緩和型訪問介護サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定基準緩和型訪問介護サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、指定基準緩和型訪問介護サービス事業所において、正当な理由なく、算定日（指定基準緩和型訪問介護サービスを提供した日をいう。）が属する月の前6月間に提供した指定基準緩和型訪問介護サービスの総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である指定基準緩和型訪問介護サービス事業所が、同一敷地内等建物等に居住する利用者（指定基準緩和型訪問介護サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住するものを除く。）に対して、指定基準緩和型訪問介護サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。
- 5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用している期間は、指定基準緩和型訪問介護サービス事業に要した費用を算定できないものとする。

- 6 指定基準緩和型訪問介護サービス事業所において、新規に基準緩和型訪問介護サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定基準緩和型訪問介護サービスを行った日の属する月に指定基準緩和型訪問介護サービスを行った場合又は当該指定基準緩和型訪問介護サービス事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の指定基準緩和型訪問介護サービスを行った日の属する月に指定基準緩和型訪問介護サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。

2 基準緩和型デイサービス事業

事業の内容		単位数 (1回当たり)
送迎の有無	入浴の有無	
○	○	375単位
○	×	350単位
×	○	350単位
×	×	325単位

備考

- 1 事業の内容欄の記号は、送迎及び入浴のサービスについて、○印は実施すること、×印は実施しないことを示す。
- 2 1週当たりの提供回数は、原則として事業対象者及び要支援1の判定を受けている被保険者については1回、要支援2の判定を受けている被保険者については2回を上限とする。
- 3 指定基準緩和型デイサービス事業者は、居宅サービス等基準第109条において準用する居宅サービス等基準第37条の2に規定する措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 指定基準緩和型デイサービス事業者は、居宅サービス等基準第109条において準用する居宅サービス等基準第30の2第1項に規定する業務継続計画の策定及び必要な措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 運動器機能向上事業及び認知症予防事業

事業	事業における費用額	利用者負担額
運動器機能向上事業	4,050円	400円
認知症予防事業	4,740円	470円